

「消費者トラブルで困ったら、一人で悩まず相談を！」

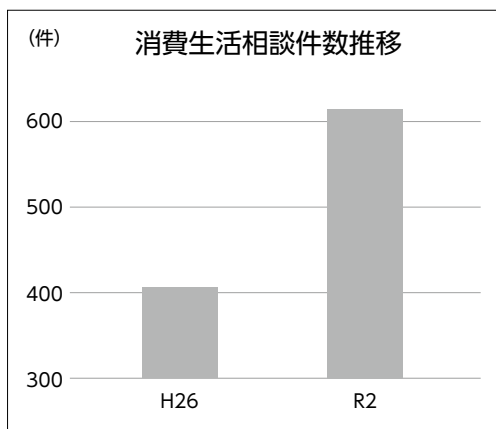
## 5月は全国消費者月間です！

◎問い合わせ 都城市消費生活センター ☎23-7154

市消費生活センターでは、暮らしの中で起こる消費生活に関するさまざまなトラブルの相談を受け付けています。少しでもおかしいなど不安に思ったときは、気軽に相談ください。

### 令和2年度の相談件数

市消費生活センターに寄せられた相談件数は613件。内訳は通信販売124件、インターネット45件、悪質商法39件などです。



世の中の混乱や不安に付け込み、悪質な手口で高額な契約を迫ってくる可能性もあります。不審に思ったり、少しでもおかしいと感じたりしたときは、すぐに消費生活センターに相談しましょう。

市消費生活センターでは、毎月弁護士による無料法律相談を行っています。一人で悩まず、早めに相談ください。

※消費生活相談および弁護士法律相談の詳細は、3月15日発行の暮らしの情報保存版に掲載しています

### 相談者急増！お試しのつもりが定期購入に！

販売サイトで「1回目〇%オフ」「初回実質0円（送料のみ）」など、通常より低価格で購入できることを強調する一方で、定期購入が条件となる健康食品や飲料、化粧品などの通信販売に関する相談が、全国から多く寄せられています。

### 相談事例

動画投稿サイトで「ダイエット効果のあるサプリメント、お試し500円」という広告を見て、お試しだけのつもりで注文。商品が届いた後日、再度同じ商品と、高額な請求書が届いた。驚いて事業者に問い合わせると「5回の商品購入が条件の契約だ」と言われた。

### ワンポイントアドバイス

注文のときは、価格や効果だけでなく、次のことを確認しましょう。

- ☑定期購入になっていないか
- ☑期間・回数が定められているか
- ☑総額はいくらになるか

最近ではスマートフォンから商品を購入する人が多くなっています。パソコンなどに比べ画面が小さいため、注文するときは注意が必要です。販売サイトや申し込みの最終確認画面を印刷したり、スクリーンショットを撮ったりするなど、契約内容を記録しておきましょう。



### 注目 topic

#### 消費生活相談員をご存知ですか

##### 消費生活相談員とは？

地方公共団体が設置する消費生活センターなどの窓口で相談を受け付けます。消費者を守るための法律や契約など、消費者問題に関する専門知識を活用し、トラブルの解決策や事業者との交渉など、対処のためのアドバイスを行います。

##### 消費生活相談員になるには？

試験機関である「独立行政法人国民生活センター」または「一般社団法人日本産業協会」が実施する、消費生活相談員資格試験に合格することが必要です。資格は更新制ではなく、一度取得すれば失効はありません。

##### どんな資格なの？

消費者庁が所管する消費者安全法によって定められた国家資格です。

全国で勤務している資格保有者数は、2,672人（令和2年4月1日時点）です。